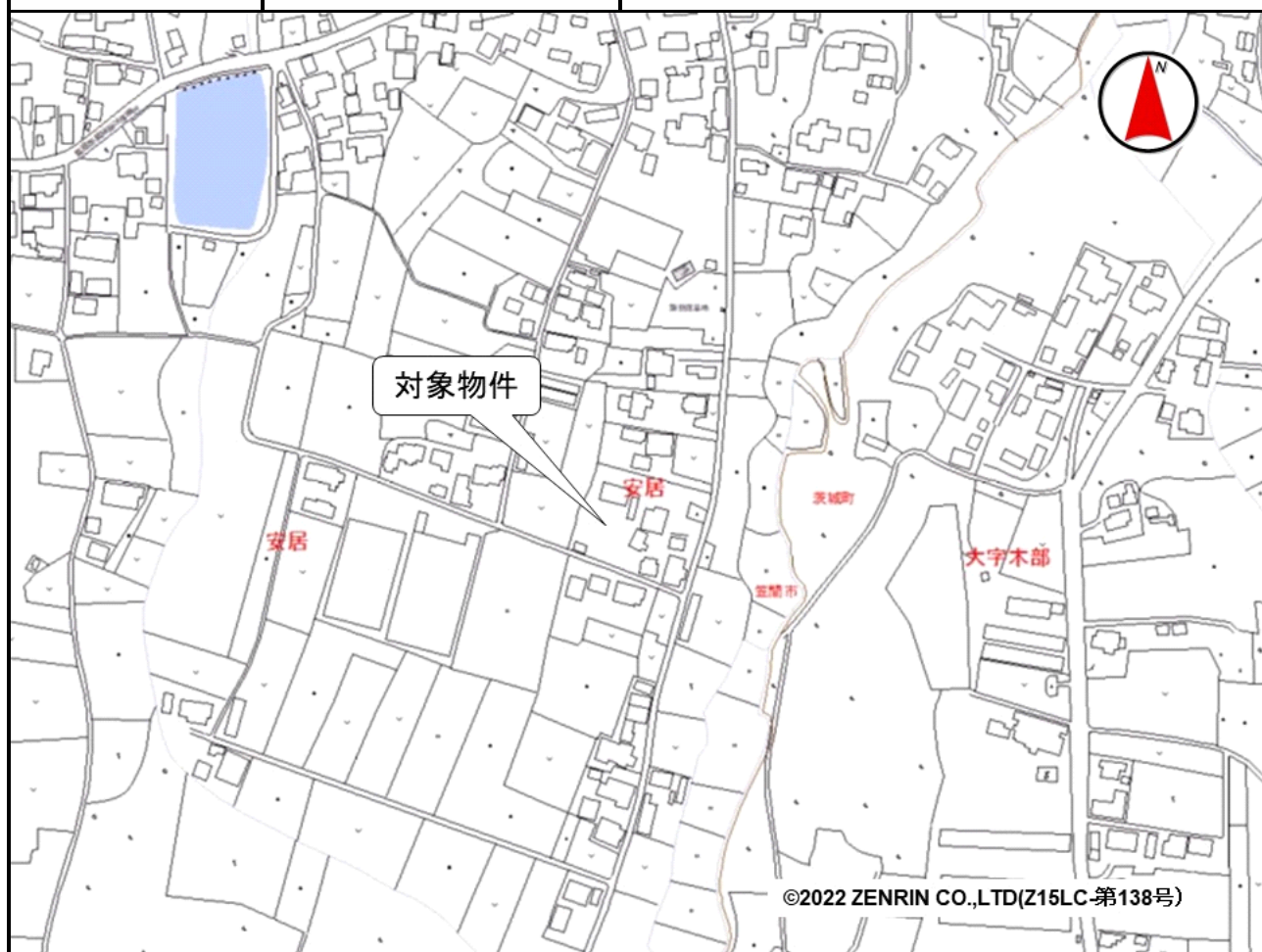


売却区分番号	1 5 2 0 - 1		
見 積 価 額	¥ 4 6 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	要しない
財 産 の 表 示	1 所在 茨城県笠間市安居字諏訪久保 地番 1 1 7 6 番 地目 宅地 地積 1,607.28 平方メートル 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 建ぺい率 60% 容積率 200% 笠間市景観条例		
接 道 状 況	南西側 幅員約2.7メートル 舗装市道 ほぼ等高接面 当該市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。		
地 盤 ・ 地 勢	おおむね平坦		
使 用 状 況 等	物件所有者の亡親族が所有する件外登記建物の敷地として使用されています。 所有者不明の朽廃した物置等が設置されています。 南東側に電柱が設置されています。		
管 理 状 況 等	—		
特 記 事 項	埋蔵文化財包蔵地（諏訪窪遺跡）に指定されています。		
住 居 表 示 等	茨城県笠間市安居1176番		
最 寄 駅 等	J R（東日本） 常磐線 岩間駅 東方約6.8キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

売却区分番号

1 5 2 0 - 1



売却区分番号

1520-1

